

# 11月は「児童虐待防止推進月間」！ 189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から

全国の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、沖縄県内も同様の傾向にあります。その背景には様々な要因があると考えられますが、虐待を受けている子どもや援助を必要とする家庭を早期に発見し、対応することが求められます。児童虐待問題を、単に一組の親と子どもの問題として捉えては解決することはできません。家族全体の問題であり、一つの家族を取り巻く地域社会、学校、行政、警察等、様々な分野の方々の協力がなくては、虐待を早期発見することさえ困難です。毎年11月は「児童虐待防止推進月間」であることから、児童虐待問題について社会的関心を高めるため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

## 児童虐待の現状

令和2年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)は1,835件となっており、昨年度より228件(14%)の増加、過去最大の件数となっています。虐待の種類では、心理的虐待が1,366件(75%)で最も多く、次に身体的虐待280件(15%)となっています。

## 児童虐待の背景

核家族の増加、地域のつながりの希

薄化などの社会的要因や、家庭の経済的困窮や社会的孤立、配偶者の暴力(DV)などの養育環境のリスクが指摘されています。沖縄県では、子どもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱えやすい傾向にあります。保護者が十分な支援を受けられず、社会における孤立を余儀なくされた結果、虐待に至ることがある事実を社会全体で受けとめる必要があります。

## 児童虐待と思ったら

児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならぬことをルールとしています。虐待を受けている子どもを発見したり、虐待を受けていると感じたら、迷わず通告してください。通告を受け、市町村や児童相談所で虐待があつたかどうかの確認を行います。たとえ間違っても、通告者が責任を問われることはありません。通告を受けた市町村や児童相談所は、通告者を受け取る情報を守らなくてはならないと法律で定められています。子どもたちに関心をもち、1人でも多くの大人が子どものSOSに気づき、支えていく

ことが重要です。早期の通告が、虐待の未然防止・早期発見につながり、子どもを虐待から守る大きな一歩となりますので、ご協力をよろしくお願ひします。

## 保護者の方へ

「子育てがうまくできずに自分を責めてしまう」「イライラしてつい子どもに当たってしまう後悔する」「周りに助けてくれる人がいない」など、子どもに関して悩みを抱えていませんか。このような場合はひとりで悩まず、

## 地域の方へ

児童虐待は、孤立した子育ての中で発生しやすいといわれています。児童虐待を防ぐためには、地域全体で子育て家庭を温かく見守り、支えていくことが大切です。声をかける、困っていたら手助けするなど、あなたのちょっとした優しさや心遣いが大きな支えとなります。

## しつけと体罰は何が違うのか？

**A** しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達や状態に合う方法で行う必要があります。

**B** たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。体罰で押さえつけることは、しつけの目的(A参照)に合うものではなく許されません。保護者は、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなどして本人が理解できる方法で伝える必要があります。

児童虐待防止法では、保護者がその監督・保護する児童(18歳未満の者)に対して行う次のような行為と定めています。

<b>身体的虐待</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる</li> <li>熱湯をかける、おぼれさせる</li> <li>たばこの火を押しつける</li> <li>投げ落とす、逆さづりにする</li> <li>冬に部屋の外に閉め出す</li> <li>意図的に子どもを病気にさせるなど</li> </ul>	<b>ネグレクト (養育の放棄・怠慢)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>児童を家に残したままたびたび外出したり、車などに長時間放置したりする</li> <li>病気になるのに病院を受診させない</li> <li>下着などを替えさせず不潔なままにする</li> <li>適切な食事を与えない</li> <li>登校する意志がある児童を登校させないなど</li> </ul>
<b>心理的虐待</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>言葉で脅かす</li> <li>他の兄弟と著しく差別的な扱いをする</li> <li>児童を無視したり拒否的な態度を示す</li> <li>児童の心を傷つけるような言動をする</li> <li>配偶者やその他の家族等に対し暴力を振るうなど</li> </ul>	<b>性的虐待</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>児童への性交、性的暴行</li> <li>性的行為の強要</li> <li>性器や性交を見せる</li> <li>児童ポルノの被写体にするなど</li> </ul>

子育て等に関する相談は児童相談所のほか、各市町村児童担当課等でも受け付けています。

窓口	電話番号	相談時間
県中央児童相談所(おきなわ子ども虐待ホットライン)	098-886-2900	24時間・365日
県中央児童相談所(宮古分室)	0980-75-6505	8:30~17:15 (祝祭日、年末年始、慰霊の日を除く月~金)
県中央児童相談所(八重山分室)	0980-88-7801	
県コザ児童相談所	098-937-0859	
県教育委員会(親子電話相談室)	098-869-8753	月曜日~土曜日(朝9時~夜10時) ※相談時間外は「24時間ダイヤル」0120-78310
各市町村の担当窓口	各市町村児童担当課	各市町村によって異なります

189 「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。  
 ●お住まいの地域の児童相談所につながります。 ●通告・相談は匿名で行うことも可能です。 ●通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。  
※一部の伊電話からはつながりません。

### 児童虐待防止推進講演会

参加無料 オンライン講演会

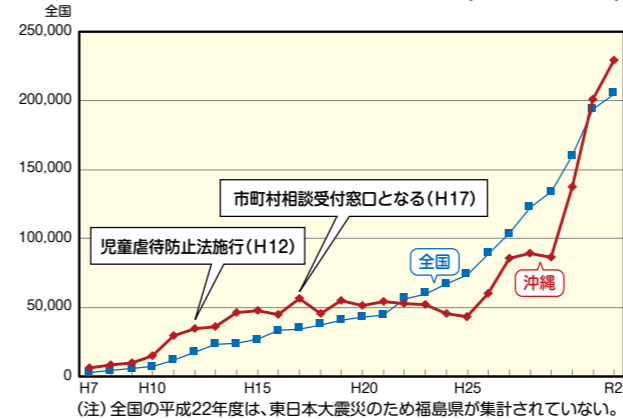
子どもの命を守るには～児童虐待の取材を通して～  
 講師：杉山 春(ルポライター)  
 日時：令和3年11月3日(水・祝) 14~16時

自傷行為の理解と援助～虐待・暴力が子どもに与える影響～  
 講師：松本 俊彦  
 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部 部長)  
 日時：令和3年11月23日(火・祝) 14~16時

事前にメールでの申し込みが必要です  
 (1)希望講演会(または講師名)  
 (2)お名前(ふりがな)  
 (3)電話番号  
 1台で複数名視聴される場合は全員のお名前を記載してください  
**<申し込み先>**  
 oki2021kodomo@gmail.com

問い合わせ：おきなわCAPセンター 電話：070-6591-7159

● 児童虐待相談対応件数の年次推移(全国・沖縄)



● 虐待種別対応件数の状況

